

じる。

- (2) 被告■■■■，被告山参，被告■■■■，被告■■■■，被告■■■■及び被告■■■■は，原告に対し，連帯して，本件解決金■■■■万円の支払義務があることを認め，これを本和解の席上で支払い，原告はこれを受領した。
- 2 被告国（所轄庁たる文部科学大臣）は，裁判所からの和解の提案を受けて，今後とも，宗教法人法の趣旨目的に則り，適切にその職務を行っていくことを確認する。
- 3 原告は，被告らに対する本件訴えをいずれも取り下げ，被告らはいずれも同取り下げに同意する。
- 4 原告と被告らは，原告と被告らとの間には，本件に関し，本和解条項に定めるほか，一切の債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

裁判所書記官 坂本浩康